

**「令和 5 年度第四次産業革命スキル習得講座
実施状況報告書(令和 5 年度実績)」等報告実施要領**

本報告実施要領をよくお読みいただくとともに、下記の要領で必要書類等を記入の上、提出してください。

1. 実施状況報告書等の提出が必要となる講座

今回、実施状況報告書等の提出が必要となるのは、第四次産業革命スキル習得講座の認定の適用日が令和2年10月1日から令和6年3月31日までの講座(第6回～第12回認定講座)です。

2. 報告の対象

- (1) 報告の対象となる事業者は、1. の講座認定を受けた事業者です。
- (2) 報告の対象となるのは、令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)の実績です。

3. 提出物

令和 5 年度内の当該認定講座の修了者の有無などによって異なります。以下及び別紙の具体例を確認の上、ご対応をお願いします。

なお、例年「修了時実施状況報告書」「フォローアップ時実施状況報告書」は、Excel での提出をお願いしておりましたが、本年度は webcas にて提出をお願いします。

受講者アンケート(修了時/フォローアップ)については、引き続きメールでの提出または郵送いただくようお願いします。

- ① 「第四次産業革命スキル習得講座 受講者アンケート(修了時)」の写し(コピー)

※修了時アンケートを実施していない講座(年度内に修了者がいない講座)は提出不要。

- ② ① の 集 計 結 果 を 記 載 し た webcas (リ ン ク 先 : <https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jyohogijyutsu/reskill>) への記入

※5 講座以上所管されている場合は、Excel 様式での報告もできますので、必要であればご連絡ください。

※①が提出対象外(修了時アンケートを実施していない講座)であっても必ず提出が必要です。

- ③ 「第四次産業革命スキル習得講座 受講者アンケート(フォローアップ)」の写し(コピー)

※フォローアップアンケートを実施していない講座(年度内に修了者がいない講座、修了者がいるが計画されているフォローアップ調査の実施時期がまだ訪れていない講座)は提出対象外。

- ④ ③ の 集 計 結 果 を 記 載 し た webcas (リ ン ク 先 : https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jyohogijyutsu/reskill_follow_up) への記入

※5 講座以上所管されている場合は、Excel 様式での報告もできますので、必要であればご連絡ください。

※③が提出対象外(フォローアップアンケートを実施していない講座)の場合には提出不要。

※フォローアップ調査は、講座修了日から6～12か月後を目安として実施してください。

※本報告においては、認定期間開始(第6～10回認定講座は前年度報告)以降、報告時点までに実施(回収)済みの分を提出してください。報告時点でフォローアップ調査の実施時期が到来しておらず実施(回収)未了の分については、計画している時期に確実にアンケートを実施し、次年度の報告においてご提出ください。

4. webcas の記入方法

- (1) 経済産業省ホームページ「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」中の「受講者アンケート(修了時/フォローアップ)及び実施状況報告について」より、webcas のリンクからご回答ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>

ホーム > 政策について > 政策一覧 > 経済産業 > 産業人材 > 第四次産業革命スキル習得講座認定制度

- (2) 実施状況報告書上段の「認定講座番号」について
「第四次産業革命スキル習得講座認定証」に記載されている講座ごとの「第四次産業革命スキル習得講座認定番号」を、webcas 画面上段の「認定講座番号」欄に記載してください。

なお、認定講座番号については、同ページ中「第四次産業革命スキル習得講座一覧」からも確認することができます。

- (3) 修了時実施状況報告書(1)「講座の開催状況」について

- ① 令和5年度内の開講回数(うち、すべてオンラインで実施した回数)

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に開講した全ての講座の数(開講中である講座、閉講した場合であっても修了した者がいない講座、開講の実績がない講座(0回)も含む)

括弧は、eラーニング等を活用し、すべてオンラインで実施した講座の数

- ② 令和5年度内の受講者数(うち、すべてオンラインでの受講者数)

- ①に係る教育訓練講座の令和5年度内に受講した者の数(0人も含む)

括弧は、eラーニング等を用い、すべてオンラインで受講した者の数

- ③ 令和5年度内の修了者数(うち、すべてオンラインでの修了者数)

令和5年度内に講座を修了した者の数

括弧内は、eラーニング等を用い、すべてオンラインで受講し修了した者の数

※令和4年度以前に受講を開始し令和5年度内に修了した者も含む。

- (4) 修了時実施状況報告書(2)/フォローアップ時実施状況報告書(1)「受講修了者による講座の評価等」について

各事業者より受講者全員に対し、別の添付ファイル「受講者アンケート(修了時)」と「受講者アンケート(フォローアップ)」のそれぞれの調査を行った上で、集計結果を該当する項目に記入してください。

受講者へのアンケート実施の手法は問いませんが、認定講座の受講者全員に対し、「受講者アンケート(修了時)」と「受講者アンケート(フォローアップ)」のそれぞれの質問内容を調査してください。

- (5) 修了時実施状況報告書(1)④「(1)①で年度内の開講回数が「0 回」となった理由」について

令和 5 年度中に開講を予定していたにも関わらず、開講実績がない理由について、該当する箇所の下欄に具体的にご説明ください。Excel 様式での報告の場合は、(3)「(1)①で年度内の開講回数が「0 回」となった理由」で該当するものを○で囲んでください。また、該当するものがない場合には「3. その他」に記入してください。

- (6) 修了時実施状況報告書(4)「講座の改善状況」について

実施要項では、当該教育訓練の評価及びその改善を継続的に行うこととしており、教育訓練の内容や方法等について改善を行う必要があります。今後カリキュラム等の変更(更新)を予定している場合は、変更内容や変更時期について可能な範囲で記入してください。

なお、記載内容によってはヒアリングを実施する場合があります。

- (7) フォローアップ時実施状況報告書(2)「修了生のキャリアアップ等事例」について

本講座を受講したことで転職または就職につながった事例や、社内で当該分野に関連する配置転換があった事例、昇給した事例など、修了生のその後のキャリアアップ等に資する具体的な事例があれば、最大2～3例記載してください。

- (8) フォローアップ時実施状況報告書(3)「講座の再認定の申請の意向とその理由」について

本制度の認定期間は3年間です。自動的に認定が更新されるものではありませんので、認定期間終了後も引き続き認定を希望する場合は、再認定の申請手続(新規認定と同様の手続)を行ってください。

本報告書作成時点における再認定の申請の意向について、該当項目に「○」を選択してください。また、その理由を可能な範囲で記載してください。

5. その他の留意点

- (1) 本件は、「第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程」(平成 29 年経済産業省告示第 182 号)第 4 条の規定に基づき、認定を受けた教育訓練を実施する者に対し、当該教育訓練の実施状況について報告を求めるものです。

今回の実施状況報告書等の提出を故意に怠った場合又は虚偽の報告を行った場合には、『「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項』(以下「要項」という。))「6 認定の取消し」に定めるところにより、認定有効期間内においても、認定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- (2) 教育訓練修了後の「アンケート調査等」及び「フォローアップ調査」の実施については、要項「3 認定」(9)に定めるところにより、講座認定の要件であることから、これらが実施されていないなど、認定の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該認定を取り消す

ことがあります。

- (3) この調査はあくまで認定講座の実績等実施状況の報告をしていただくものであり、それ以外の報告や変更等を行うものではありません。講座内容に変更等がある場合は、別途、所要の手続きが必要です。また、廃止を予定している場合は、廃止届の提出が必要ですので、いずれの場合も手続きに遺漏なきようお願いいたします。また、記入に当たっては、認定されている名称、内容に基づいて正確に報告してください。
- (4) 報告対象講座が複数ある場合はそれぞれ講座ごとに、webcas にて実施状況報告書を提出いただくとともに、メールにて受講者アンケートを提出ください。
- (5) メールにて受講者アンケートを提出いただく際には、指定以外の書類を含めないでください(郵送の場合は同封しないでください)。

6. 提出期限

令和 6 年 10 月 18 日(金)

※原則メールでのご提出をお願いします。

※やむをえず、郵送で提出する場合には、上記提出期限内に発送した事実を証明できるようにしてください。(例:配達記録郵便物受領証を控えておく等)

7. 各分野の書類提出先/問合せ先

＜書類提出先＞

クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティの講座

担当者: 商務情報政策局情報技術利用促進課

竹下、小中出 <bzl-joshin@meti.go.jp>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 竹下、小中出 宛

自動車モデルベース開発分野の講座

担当者: 製造産業局自動車課

小林 <kobayashi-katsuhiro@meti.go.jp>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省製造産業局自動車課

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 小林 宛

自動運転分野の講座

担当者: 製造産業局自動車課

吉本、深尾 <exl-itshann@meti.go.jp>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省製造産業局自動車課

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 吉本、深尾 宛

生産システムデジタル設計分野の講座

担当者:製造産業局ものづくり政策審議室

真島、木下、大池 <bzl-seizo-senryakushitsu-reskilling@meti.go.jp>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省製造産業局ものづくり政策審議室

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 松高、木下、大池 宛

＜本制度・実施状況報告(終了時・フォローアップ調査)に関する問合せ先＞

経済産業政策局産業人材課 担当者 占部、林

電話:03-3501-1511(内線 2671)

「実施状況報告書」のQA

(Q1)

令和5年度内(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に廃止届を提出したのですが、実施状況報告書等の提出は必要でしょうか。

(A1)

必要となります。令和5年度内に廃止した講座においては、廃止日までの実施状況について報告してください。

(Q2)

修了時・フォローアップアンケートについて、既に卒業して連絡がつかない、仕事などが忙しくアンケートに回答してもらえないなど、回収率が低い場合、講座認定に影響があるのか。

(A2)

特にフォローアップの受講者アンケートについては、上記のような事案が生じることもやむを得ないと考えますが、このような場合であっても、電話や文書、メールなど何らかの方法で修了生に可能な限り連絡を行い、アンケート回収をお願いします。

一方で、修了時アンケートについては、講座最終日に受講生に対して一括してアンケートを行うなど、フォローアップの場合と異なり、より回収率は高まるものであると想定されるので、受講生からアンケート回収を行う方法を工夫していただきますようお願いします。

(Q3)

「実施状況報告書」を期限内に提出しないと当該講座の認定が取り消されることがあるのか。

(A3)

期限内に「実施状況報告書」が提出されない場合、担当課室より督促を行い、その際に設定された最終提出期限までに回答がない講座は、認定取り消しとなる場合があります。

本報告書の提出については、「平成29年経済産業省告示第182号」や「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項に定められています。要項「3認定」(9)に定めるところにより、講座認定の要件であることから、これらが実施されていないなど、認定の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該認定を取り消すことがあります。

事業所の住所変更があり、郵便物が届かないなど、事業所側と連絡が取れずに期限切れになった場合でも認定取り消しの対象となるため、郵便物の送付先や電話番号等に変更があった場合は、適切に変更届を提出してください。

(Q4)

第四次産業革命スキル習得講座の対象講座として認定を受けているが、令和6年3月31日時点で講座が終了していない場合は回答する必要があるのか。

(A4)

「第四次産業革命スキル習得講座 修了時実施状況報告書(令和5年度実績)」のみ提出が必要となります。

本調査の報告対象は、令和2年10月1日から令和6年3月31日までに第四次産業革命スキル習得講座の認定を受けた講座のため、たとえ令和6年3月31日時点において開講中の講座についても、実施状況報告書において開講回数・募集定員・受講者数・講座が完了していない講座数の報告が必要となります。

※「受講者アンケート」の提出は不要です。

(Q5)

受講者アンケート(修了時/フォローアップ)について、所定の様式を使用せず WEB 上で受講者に回答させても構わないか。その場合、アンケートの写しが提出できないが、どうしたらよいか。

(A5)

受講者アンケートは、所定の様式に示す調査項目を含めていれば、WEB 上で回答させても差し支えありません。

WEB で回答させた場合などで受講者アンケートの写しが提出できないときは、受講者ごとの回答が分かるよう、EXCEL 等にまとめた資料を提出してください。

以上、ご不明な点は産業人材課の担当までご相談ください。